

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答		所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
07011401	農事組合法人ようか原	養賀地区赤川左岸河川区域内の植栽樹木(桜)の管理について 養賀地区赤川左岸堤防下の河川区域内に約200本の桜が植栽されているが、この植栽地帯を挟んで土手側に雲南市の市道養賀・前原橋線が通り、養賀原圃場側に加瀬崎用水路が設置されている。この桜の枝が道路及び用水路上に張りだし、車、農業機械の通行に支障をきたし、また落葉物の滞留による養賀原揚水機の取水障害が発生している。管理者である雲南市に道路、用水路上に張り出した枝を伐採していただきたい。なお、これは令和3年度からの継続要望事案であり、河川法に基づく管理責任者として迅速な伐採処理を改めて強く要望します。 また、「河川区域における植栽樹木に管理基準」を早急に策定し、これに基づく迅速、厳正な樹木管理を実施して頂くよう併せて要望します。	☒	実施します	産業観光部観光振興課 建設部建設総務課 大東総合センター自治振興課
			☐	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)	
			☐	現時点での対応は困難です	
			☐	基準に満たないため対応できません	
			☒	その他(関係者で協議、検討を行う。)	
			河川法第24条及び同法第27条に基づく河川占用の申請者である雲南市に河川法上の管理責任はありますが、地域の活性化に向けて地域で育てられた桜でありますので、地域の方と一緒に管理していくことが望ましいと考えます。 農事組合法人ようか原のご要望に対し、前年度までの協議を踏まえ、次のことについて河津桜を育てる会を始め関係者と協議を行い、対応して参ります。 (1)道路上の支障木に関しては、市道の管理基準に基づき支障部分の伐採を行うものとする。 (2)用水路上の枝の伐採について、耕作地側に張り出した枝の伐採について一定の基準を検討する。 (3)用水路の落葉物の撤去及び取水障害防止対策に係る適切な手法について農事組合法人ようか原と雲南市の両方で検討を進める。 (4)「河川区域における植栽樹木の管理基準」(案)などについて検討を進める。		